

# 船舶より廃棄物の排出が可能な海域及び排出方法

## <日常生活廃棄物>

①船舶内にある船員その他の者の日常生活に伴い生ずるごみ又はこれに類する廃棄物（政令で定める廃棄物「廃プラスチック類」を除く。）【海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（以下海洋汚染防止法という）第10条第2項第2号より】

②

廃棄物の区分	排出海域に関する基準	排出方法に関する基準
一 食物くず	甲海域、南極海域のうち領海の基線からその外側12海里以遠の海域及び海洋施設等周辺海域（すべての国の領海の基線からその外側12海里の線を越える海域にある船舶又は海洋施設に係るものに限る）。	イ又はロに掲げる排出方法により排出すること。 イ 灰の状態にして排出すること（以下「焼却式排出」方法という。）。 ロ 国土交通省令で定める技術上の基準に適合する粉碎装置で処理して排出すること（以下「粉碎式排出方法」という。）。
	乙海域並びにバルティック海海域、北海海域及び南極海域のうちすべての国の領海の基線からその外側12海里以遠の海域	排出方法は、限定しない。
二 紙くず 木くず 繊維くず その他の可燃性の廃棄物 (前号上欄に掲げるものを除く。)	甲海域	焼却式排出方法又は粉碎式排出方法により排出すること。
	乙海域	排出方法は、限定しない。
三 金属くず ガラスくず 陶磁器くず その他の廃棄物 (前二号上欄に掲げるものを除く。)	甲海域	粉碎式排出方法により排出すること。
	乙海域	排出方法は、限定しない。

## 備考

- この表において、「甲海域」とは、すべての国領海の基線からその外側3海里以遠の海域の（乙海域、バルティック海海域、北海海域、南極海域及び海洋施設等周辺海域を除く。）をいう。
- この表において「乙海域」とは、すべての国の領海の基線からその外側12海里以遠の海域（バルティック海海域、北海海域、南極海域及び海洋施設周辺海域を除く。）をいう。
- この表において「バルティック海海域」とは、別表第1の5に掲げるバルティック海海域（海洋施設等周辺海域を除く。）をいう。
- この表において「北海海域」とは、次に掲げる海域（海洋施設等周辺海域を除く。）をいう。  
イ 北緯62度の緯度線を北端とし、西経4度の子午線を西端とする北海の海域  
ロ スカウを通る北緯57度44.8分の緯度線をバルティック海海域との境界線とするスカゲラック海峡の海域  
ハ 北緯48度30分の緯度線を南端とし、西経5度の子午線を西端とする英国海峡への入口の海域を含む英国海峡の海域
- この表において「南極海域」とは、別表第1の5に掲げる南極海域（海洋施設等周辺海域を除く。）をいう。
- この表において「海洋施設等周辺海域」とは、海底及びその下における鉱物資源の掘採に従事している船舶又は当該鉱物資源の掘採のために設けられている海洋施設の周辺500メートル以内の海域をいう。

## 【海洋汚染防止法施行令別表第2の2より】

※「日常生活廃棄物」を排出する際は、海岸からできる限り離れて少量ずつ行い、かつ、速やかに海中拡散するように必要な措置を講じるよう努めること。